

神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成28年 7月15日 (金曜日)

定期 第 2801 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ	
○告示		
指定管理者の指定 (環境農政・自然環境保全課)	417	特定非営利活動法人の定款の変更認証申請 (県民・NPO協働推進課) 420
肥料の登録有効期間の更新 (農業技術センター)	417	廃棄物の処理及び清掃に関する法律による監督処分 (環境農政・資源循環推進課) 420
登録肥料の登録事項の変更 (農業技術センター)	417	開発行為に関する工事の完了 (県土整備・建築指導課) 421
救急病院等の認定の一部改正 (保健福祉・医療課)	418	公示による裁決書正本の送達 (収用委員会) 421
指定管理者の指定 (4件) (県土整備・公共住宅課)	418	○入札公告
○横浜川崎治水事務所長告示		落札者等の公告 (政策・総務室) 422
所有者等が確知できない工作物の除却	418	落札者等の公告 (産業労働・総務室) 422
○公告		○正誤 422
消防設備士講習の実施 (安全防災・消防課)	419	

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム (URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp>) の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報に掲載します。

告 示

神奈川県告示第341号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項及び神奈川県立のビジターセンター条例 (平成27年神奈川県条例第86号) 第5条の規定により、神奈川県立秦野ビジターセンター及び神奈川県立西丹沢ビジターセンターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成28年 7月15日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人神奈川県公園協会
横浜市中区扇町三丁目8番地8
- 2 指定の期間
平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

神奈川県告示第342号

肥料取締法 (昭和25年法律第127号) 第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成28年 7月15日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)		その他の規格	生産業者		有効期限
			窒素全量	りん酸全量		氏名又は名称	住 所	
神奈川県第704号	乾燥菌体肥料	4.0乾燥菌体肥料	4.0	1.0	公定規格のとおり	麒麟麦酒株式会社	東京都中野区中野四丁目10番2号	平成31年6月3日

神奈川県告示第343号

肥料取締法 (昭和25年法律第127号) 第13条第1項 (第13条第4項、第13条第1項及び第4項) の規定により、登録肥料の生産業者から次の事項の変更に係る届出があった。

平成28年 7月15日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

登録番号	生産業者の氏名又は名称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

神奈川県 第723号	株式会社アサヒコ	生産業者の氏名又は名称	朝日食品工業株式会社	株式会社アサヒコ
---------------	----------	-------------	------------	----------

神奈川県告示第344号

救急病院等の認定（平成元年神奈川県告示第580号）の一部を次のように改正する。

平成28年 7 月 15 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

表汐田総合病院の項、横浜市立脳血管医療センターの項、医療法人柏堤会（財団）戸塚共立第 2 病院の項及び生麦病院の項を削り、同表中

医療法人光陽会磯子中央病院	横浜市磯子区磯子 2-20の45	平成28年 6 月 28 日から平成31年 6 月 27 日まで
---------------	------------------	----------------------------------

医療法人光陽会磯子中央病院	横浜市磯子区磯子 2-20の45	平成28年 6 月 28 日から平成31年 6 月 27 日まで
---------------	------------------	----------------------------------

汐田総合病院	横浜市鶴見区矢向 1-6の20	平成28年 5 月 21 日から平成31年 5 月 20 日まで
--------	-----------------	----------------------------------

生麦病院	横浜市鶴見区生麦 1-14の21	平成28年 8 月 1 日から平成31年 7 月 31 日まで
------	------------------	---------------------------------

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター	横浜市磯子区滝頭 1-2の1	平成28年 5 月 21 日から平成31年 5 月 20 日まで
------------------	----------------	----------------------------------

医療法人横浜柏堤会戸塚共立第 2 病院	横浜市戸塚区吉田町579の1	平成28年 6 月 8 日から平成31年 6 月 7 日まで
---------------------	----------------	--------------------------------

改める。

神奈川県告示第345号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項及び神奈川県県営住宅条例（平成 9 年神奈川県条例第36号）第68条の規定により、県営住宅、共同施設及び地区施設（横浜等地域）の指定管理者を次のとおり指定した。

平成28年 7 月 15 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社東急コミュニティー
東京都世田谷区用賀四丁目10番 1 号
- 2 指定の期間
平成29年 4 月 1 日から平成34年 3 月 31 日まで

神奈川県告示第346号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項及び神奈川県県営住宅条例（平成 9 年神奈川県条例第36号）第68条の規定により、県営住宅、共同施設及び地区施設（川崎地域）の指定管理者を次のとおり指定した。

平成28年 7 月 15 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
一般社団法人かながわ土地建物保全協会
横浜市中区日本大通33番地
- 2 指定の期間
平成29年 4 月 1 日から平成34年 3 月 31 日まで

神奈川県告示第347号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項及び神奈川県県営住宅条例（平成 9 年神奈川県条例第36号）第68条の規定により、県営住宅、共同施設及び地区施設（相模原等地域）の指定管理者を次のとおり指定した。

平成28年 7 月 15 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
一般社団法人かながわ土地建物保全協会
横浜市中区日本大通33番地
- 2 指定の期間
平成29年 4 月 1 日から平成34年 3 月 31 日まで

神奈川県告示第348号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項並びに神奈川県県営住宅条例の一部を改正する等の条例（平成22年神奈川県条例第36号）附則第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例第 2 条の規定による廃止前の神奈川県営の厚生住宅に関する条例（昭和39年神奈川県条例第54号）第10条において準用する神奈川県県営住宅条例（平成 9 年神奈川県条例第36号）第68条及び神奈川県県営住宅条例第68条の規定により、神奈川県営の厚生住宅並びに県営住宅、共同施設及び地区施設（横須賀三浦地域）の指定管理者を次のとおり指定した。

平成28年 7 月 15 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
一般社団法人かながわ土地建物保全協会
横浜市中区日本大通33番地
- 2 指定の期間
平成29年 4 月 1 日から平成34年 3 月 31 日まで

横浜川崎治水事務所長告示

神奈川県横浜川崎治水事務所長告示第 5 号

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第 1 項の規定に基づく河川管理者の監督処分について、当該監督処分に係る措置を命ずべき者を確知することができないので、同条第 3 項後段の規定に基

づき、次のとおり告示する。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となる。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできる。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となる。

平成28年 7月15日

神奈川県横浜川崎治水事務所長 山 中 孝 文

1 行うべき措置の内容

次の表の左欄に掲げる河川区域内の土地を河川管理者の許可を得ないで占用している同表の当該右欄に掲げる形状等の工作物を大岡川水系(大岡川、中村川、堀川、堀割川及び大岡川分水路)から除却すること。

占 用 場 所	形 状 等
横浜市磯子区磯子一丁目744番7地先、堀割川八幡橋下流右岸	H形鋼7本、タイヤ3個、ロープ20本及び扉1枚
横浜市磯子区中浜町79番14地先、堀割川八幡橋上流右岸	浮棧橋1式、単管パイプ16本、タイヤ1個、ロープ5本、ざる2個及びクレーンボックス1個
横浜市磯子区下町287番5地先、堀割川磯子橋上流左岸	発泡スチロール4個、単管パイプ20本、ロープ5本及びブイ2個
横浜市磯子区上町87番2地先、堀割川根岸橋上流左岸	浮棧橋1式、タイヤ2個及びロープ9本
横浜市磯子区上町75番14地先、堀割川根岸橋上流左岸	鋼管8本、タイヤ2個、ロープ20本、はしご3脚及びチェーン1本
横浜市南区睦町一丁目4番2地先、堀割川中村橋下流右岸	浮棧橋2式、ロープ6本、クレーンボックス3個、灯油タンク5個、はしご1脚、釣りざお15本、ブイ7個、バケツ4個及びかご1個

2 期限

平成28年 7月29日

3 河川管理者の監督処分

1に掲げる措置を行うべき者が、2に掲げる期限までに当該措置を行わないときは、その者の負担において、当該措置を河川管理者が自ら行い、又は河川管理者の命じた者若しくは委任した者にこれを行わせる。

公 告

消防法第17条の10の規定により、平成28年度神奈川県消防設備士講習を次のとおり実施します。

平成28年 7月15日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 講習対象者

現に、消防設備士免状の交付を受けている者であって、免状

の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内のもの又は前回の講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内のもの

2 講習区分

講習は、別表1に掲げる区分によって実施します。

3 講習科目

- (1) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項
- (2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項

4 講習科目の一部免除

別表1の講習区分のうち、いずれかの講習を修了した後6月以内に他の講習を受ける場合又は消防庁長官が指定する公共的団体が行う講習を修了した後6月以内にこの講習を受ける場合は、3の(1)に掲げる科目が免除になります。

5 講習期日及び場所

別表2のとおりとします。

6 講習時間

午前9時30分から午後5時30分まで

7 受講申込手続

受講希望者は、消防設備士講習受講申請書(以下「受講申請書」という。)を、一般財団法人神奈川県消防設備安全協会(郵便番号231-0023 横浜市中区山下町1)へ送付又は持参してください。

講習科目の一部の免除を希望する方は、受講申請書に講習の課程を修了したことを証明する書類を添付してください。

なお、受講申請書は、神奈川県安全防災局安全防災部消防課、かながわ県民センター、川崎県民センター及び神奈川県の各地域県政総合センターの地域県政情報コーナー、各市町消防本部、各消防署並びに一般財団法人神奈川県消防設備安全協会に配布します。

8 受講申込みの受付期間

受付期間は、平成28年8月1日(月)から同月31日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)です。受付時間は、午前9時から午後4時30分までです。

9 受講手数料

7,000円分の神奈川県収入証紙を受講申請書に貼り付けてください(神奈川県収入証紙には、消印しないでください。)

10 受講通知

受講日、受講番号及び講習会場を記入した「受講票・整理票」を送付します。

11 その他

この講習についての問合せは、一般財団法人神奈川県消防設備安全協会(電話(045)201-1908)にしてください。

別表1

講 習 区 分	講習の対象となる消防設備士の種類及び区分
消 火 設 備 講 習	第1類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士、第2類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第3類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士

警 報 設 備 講 習	第4類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第7類の乙種消防設備士	設 備 講 習	同	27日(木)	平塚ラスカ (平塚市宝町1の1)	
避難設備・消火器講習	第5類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第6類の乙種消防設備士		同	11月8日(火)	オークラフロンティアホテル海老名 (海老名市中央2-9の50)	
			同	16日(水)	かながわ労働プラザ (横浜市中区寿町1-4)	
別表2						
講習区分	講習期日	場 所	避 難 設 備 ・ 消 火 器 講 習	同	10月7日(金)	同
消 火 設 備 講 習	平成28年10月5日(水)	かながわ労働プラザ (横浜市中区寿町1-4)		同	13日(木)	同
	同 25日(火)	平塚ラスカ (平塚市宝町1の1)		同	26日(水)	平塚ラスカ (平塚市宝町1の1)
	同 11月9日(水)	オークラフロンティアホテル海老名 (海老名市中央2-9の50)		同	11月10日(木)	オークラフロンティアホテル海老名 (海老名市中央2-9の50)
	同 17日(木)	かながわ労働プラザ (横浜市中区寿町1-4)		同	15日(火)	かながわ労働プラザ (横浜市中区寿町1-4)
警 報	同 10月6日(木)	同				
	同 14日(金)	同				

特定非営利活動促進法第25条第4項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更認証申請がありましたので、次のとおり公告します。

平成28年7月15日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成28年7月1日	特定非営利活動法人在宅福祉しあわせサービスあしがら	日高佳代子	足柄上郡松田町松田惣領1,249番地	この法人は、地域住民の生活圏域に密着し、在宅介護、介助や生活援助を行うとともに、福祉についての学習に励み、「ねたきり」にならないように介護予防に力を注ぎ、住民の自発的な活動等との連携及び協力を図り、明るい、しあわせな将来に向けてお互いが助け合い、福祉の増進に寄与することを目的とする。
平成28年7月4日	特定非営利活動法人はあとけあ	安田 法晃	大和市中央二丁目5番20号	この法人は、大和市およびその周辺の地域に在住の高齢者及び障害者(児)に対して、介護および介護予防のための支援、サービス活動、移送に関する事業、自立支援に関する事業を行うことにより、地域の福祉を増進することを目的とする。
平成28年7月5日	NPO法人ぼくのくれよん	重野美奈子	横須賀市三春町5丁目95番地14	この法人は、障害当事者に対して、地域生活を送る上での支援に関する事業を行い、地域における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
平成28年7月5日	特定非営利活動法人グローリーハウス	前田 英治	平塚市入野875番地の3	この法人は、支援を要する高齢者等の地域住民に対して、地域で共に生きるを基本に介護保険事業や助け合い事業等を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。
平成28年7月6日	NPO法人ハイテンション	柏 哲	厚木市旭町二丁目9-15	この法人は、音楽をはじめとする芸術の自由な精神を礎に、社会参加に課題がある人達を中心に一般の人達に対して、芸術活動に関する事業及び障害福祉サービス事業を行い、個々人の特性を生かし自立した豊かな暮らしを、地域社会で営むことに寄与することを目的とする。

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

平成28年7月6日、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第14条の3の2の規定により、次のとおり処分を行いました。

平成28年7月15日

- 1 処分を受けた者
 - (1) 所在地 東京都港区浜松町二丁目13番11号
 - (2) 名称 株式会社縄定
 - (3) 代表者 代表取締役 竹内 浩
- 2 許可の内容

許可の種類	事業の区分	許可年月日	許可番号	取り扱う廃棄物の種類
産業廃棄物収集運搬業	収集運搬(積替え・保管を除く。)	平成23年5月16日	01401139266	汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず及びがれき類
<p>3 処分の内容 産業廃棄物収集運搬業(積替え・保管を除く。)の許可取消し</p> <p>4 処分年月日 平成28年7月6日</p> <p>5 処分の理由 株式会社繩定は、同法人の従業員が法人の業務に関し、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に違反したことにより、平成28年2月4日に東京簡易裁判所において罰金刑の略式命令を受け、同月23日に刑が確定し、同日に刑の執行が終了した。これにより、法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号ハ)に該当するに至り、法第14条の3の2第1項第4号に該当するため。</p> <hr/> <p>都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。 平成28年7月15日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p>				
1	開発区域に含まれる地域の名称	伊勢原市東大竹字八幡谷戸672の2ほか7筆及び672の19の一部		
	開発区域の面積	757.75平方メートル		
	開発許可を受けた者の住所	伊勢原市桜台3-5の4		
	開発許可を受けた者の氏名	株式会社ライブ 代表取締役 古屋 孝一		
	開発許可年月日及び許可番号(変更許可)	平成27年11月24日 神奈川県指令平土第610054号 (平成28年5月10日 神奈川県指令平土第610008号)		
2	開発区域に含まれる地域の名称	座間市相模が丘1-3の1ほか6筆		
	開発区域の面積	625.60平方メートル		
	開発許可を受けた者の住所	東京都大田区南雪谷2-17の8		
	開発許可を受けた者の氏名	サンユー建設株式会社 代表取締役 馬場 宏二郎		
	開発許可年月日及び許可番号	平成28年3月8日 神奈川県指令厚土東第610126号		
3	開発区域に含まれる地域の名称	高座郡寒川町一之宮3-2,190の1ほか1筆		
	開発区域の面積	815.32平方メートル		
	開発許可を受けた者の住所	高座郡寒川町一之宮2-18の16		
	開発許可を受けた者の氏名	小島 輝雄		
	開発許可年月日及び許可番号	平成28年1月14日 神奈川県指令平土第610064号		
4	開発区域に含まれる地域の名称	高座郡寒川町中瀬251の4ほか1筆		
	開発区域の面積	635.36平方メートル		
	開発許可を受けた者の住所	福岡県福岡市西区姪浜駅南2-17の19		
	開発許可を受けた者の氏名	株式会社オリエンタル・ホーム 代表取締役 築地 重彦		
	開発許可年月日及び許可番号	平成28年5月17日 神奈川県指令平土第610013号		
5	開発区域に含まれる地域の名称	足柄上郡松田町神山字清水197の1ほか4筆		
	開発区域の面積	607.99平方メートル		
	開発許可を受けた者の住所	平塚市錦町2の16		
	開発許可を受けた者の氏名	株式会社湘南リゾート 代表取締役 姫野 直雅		
	開発許可年月日及び許可番号	平成28年4月15日 神奈川県指令西土第610004号		
<p>土地収用法第66条第3項の規定に基づいて送達することとされている次の書類は、神奈川県収用委員会事務局に保管してあるもので、当収用委員会事務局で交付を受けてください。</p> <p>なお、受領しないときは、平成28年8月4日にその送達を受けたものとみなされます。</p> <p>平成28年7月15日 神奈川県収用委員会 会長 佐藤 昌樹</p>				
1	事件名	横浜市及び首都高速道路株式会社起業 横浜国際港都建設道路事業1・4・8号高速横浜環状北西線に係る裁決申請事件及び明渡裁決申立事件(27収第4号事件)		
2	送達の種類	裁決書正本		
3	送達を受けるべき者	横浜市都筑区池辺町字数澤2,899番2及び同2,900番2の土地に		

係る関係人のうち次の者
 大朋貿易株式会社 (根抵当権設定仮登記権者)
 (商業登記記録上の住所) 東京都新宿区西新宿七丁目12番 3 号
 株式会社アズマ企画 (大朋貿易株式会社を権利者とする仮登記根抵当権の一部移転仮登記権者)
 (商業登記記録上の住所) 東京都北区東十条一丁目18番 1 -205 号 東十条ビル
 佐藤幸男 (大朋貿易株式会社を権利者とする仮登記根抵当権共有者株式会社アズマ企画の権利移転仮登記権者)
 (住民票上の住所) 横浜市神奈川区三ツ沢東町 3 番15号

平成28年 3 月29日号外第25号

保健福祉・薬務課

ページ	欄	行 目	誤	正
23	左	下から 1	神奈川県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則	麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

入 札 公 告

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告します。

平成28年 7 月 15 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

<掲載順序>

(1)物品等又は特定役務の名称及び数量 (2)事務を担当する所属の名称及び所在地 (3)落札決定日 (随意契約の場合は契約日) (4)落札者 (随意契約の場合は契約者) の氏名及び住所 (5)落札金額 (随意契約の場合は契約金額) (6)契約の相手方を決定した手続 (7)一般競争入札又は指名競争入札の場合は入札公告日 (8)随意契約の場合はその理由

(1)神奈川県健康・医療情報プラットフォーム構築業務委託 (2)神奈川県政策局総務室 横浜市中区日本大通 1 (3)平成27年10月30日 (4)富士通株式会社神奈川支社 横浜西区高島 1 - 1 の 2 (5) 15, 876, 000円 (6)一般競争入札 (7)平成27年 9 月 18日

次のとおり落札者等について公告します。

平成28年 7 月 15 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

<掲載順序>

(1)物品等又は特定役務の名称及び数量 (2)事務を担当する所属の名称及び所在地 (3)落札決定日 (随意契約の場合は契約日) (4)落札者 (随意契約の場合は契約者) の氏名及び住所 (5)落札金額 (随意契約の場合は契約金額) (6)契約の相手方を決定した手続 (7)一般競争入札又は指名競争入札の場合は入札公告日 (8)随意契約の場合はその理由

(1)地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所運営システム開発業務委託 一式 (2)神奈川県産業労働局総務室 横浜市中区日本大通 1 (3)平成28年 6 月 15 日 (4)富士通株式会社神奈川支社 横浜西区高島 1 - 1 の 2 横浜三井ビルディング (5)75, 060, 000 円 (6)一般競争入札 (7)平成28年 4 月 12日

正 誤